

4 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間の状況（平成31年4月1日現在）

一般的な職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1日について7時間45分、1週間について38時間45分です。（再任用短時間職員勤務職員は、1週間あたり31時間を超えない範囲内です。）

また、交代勤務職員（児童館、保育所及び幼稚園等に勤務する職員）など、勤務の特殊性によりこの勤務時間により難しい職員の勤務時間は、別に定めています。

(2) 職員の年次有給休暇の使用状況

年次有給休暇は、1年度ごとに20日付与されており、20日を超えない範囲内の残日数は、翌年度に繰り越すことができることになっています。

平成30年度の1人当たりの平均使用日数は、次のとおりです。

1人当たり平均使用日数
16.1 日

(3) 病気休暇及び特別休暇の状況

病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ない場合に認められる有給休暇です。

特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として規則で定められている有給休暇です。

平成31年4月1日現在、規則で定められている特別休暇は、次のとおりです。

種 類	付与日数
1 産前産後休暇	産前8週間以内 産後8週間以内
2 配偶者の出産休暇	3日以内
3 生理休暇	その都度2日以内
4 忌引休暇	配偶者の場合10日以内 ほか
5 夏季休暇	3日以内
6 ボランティア休暇	5日以内
7 結婚休暇	7日以内
8 父母、配偶者及び子の祭日のための休暇	その都度1日以内
9 骨髄移植に係る登録又は骨髄液の提供のための休暇	必要と認められる期間
10 選挙権その他公民としての権利行使のための休暇	必要と認められる期間
11 証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭するための休暇	必要と認められる期間
12 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通の制限又は遮断を事由とする休暇	必要と認められる期間
13 風水震災火災その他非常災害による交通遮断を事由とする休暇	必要と認められる期間
14 風水震災火災その他天災地変等による職員の住居滅失又は破壊を事由とする休暇	必要と認められる期間
15 交通機関の事故等不可抗力の原因を事由とする休暇	必要と認められる期間
16 風水震災火災その他の災害による職員の通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められることを事由とする休暇	必要と認められる期間
17 育児時間	1日2回各30分以内
18 つわり休暇	1妊娠につき10日以内
19 妊産婦の検診のための休暇	妊娠満23週までは4週間につき1日以内 ほか
20 子育て・家族看護支援休暇	7日以内（※義務教育終了前の子が2人以上の場合は10日以内）
21 育児参加休暇	5日以内
22 短期介護休暇	5日以内（※要介護者が2人以上の場合は10日以内）

(4) 育児休業等の利用状況

育児休業は、職員が3歳に満たない子を療育するため、当該子が3歳に達する日まで取得することができ、部分休業は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、勤務時間の始め又は終わりに1日を通じて2時間を超えない範囲で取得することができることとしています。

なお、育児休業の場合は休業中、部分休業の場合は勤務しない時間が無給となっています。

平成30年度の取得状況は、次のとおりです。

(単位：人)

	育児休業取得者	部分休業取得者	うち両休業取得者	平成30年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員(育児休業対象者数)	うち育児休業取得者数	うち部分休業取得者数	うち両休業取得者数
男性職員	2	0	0	13	1	0	0
	0	0	0				
女性職員	6	3	0	6	6	0	0
	8	1	1				
計	8	3	0	19	7	0	0
	8	1	1				

(注) 1 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」、「うち両休業取得者数」の欄の上段には平成30年度に新たに育児休業(部分休業)を取得した者、下段には育児休業(部分休業)の期間が平成29年度から引き続いて育児休業を取得している者の数です。

2 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」、「うち両休業取得者数」の欄の上段の平成30年度に新たに育児休業を取得した者の数には「平成30年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員で育児休業(部分休業)を取得した者」と「平成29年度中に育児休業が取得可能となったが、平成30年度に新たに育児休業(部分休業)を取得した者」の両方が含まれるので、「平成30年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員のうち育児休業取得者数」、「平成30年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員のうち部分休業取得者数」、「平成30年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員のうち両休業取得者数」の各々と必ずしも一致するわけではなく、また下回ることもあります。

(5) 介護休暇の取得状況

介護休暇は、職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷、疾病又は老齢のため、当該配偶者等を介護することが相当である場合に6月の期間内で認められる休暇で、勤務しない時間は無給となります。

平成30年度の取得状況は、次のとおりです。

(単位：人)

	介護休暇所得者数
男性職員	0
女性職員	0
計	0